

## 牧野富太郎生誕 160 年記念ロゴ利用に関する条項

### (趣旨)

第 1 条 この条項は、高知県立牧野植物園指定管理者公益財団法人高知県牧野記念財団（以下、「財団」という）が、著作権を有する「牧野富太郎生誕 160 年記念ロゴ（以下、「ロゴ」という。）」の利用に際し、必要な事項を定め、もって高知県が生んだ世界的植物学者 牧野富太郎の功績等を県内外へ広く情報発信を促進し、生誕 160 年の記念事業を共に盛り上げ、機運の醸成を図ることを目的とする。

### (利用許諾申請)

第 2 条 ロゴを利用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ、財団の理事長に、別記「牧野富太郎生誕 160 年記念ロゴの利用についての誓約書」（以下、「誓約書」という。）に掲げる各項目を承知のうえ、第 1 号様式による利用許諾申請書を提出し許諾を受けなければならない。

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

### (利用許諾)

第 3 条 理事長は、前条第 1 項の規定による申請があった場合には、申請者が誓約書に記載する全ての条件を了解したときは別記第 2 号様式による承諾通知を申請者に交付する。理事長は、ロゴの利用を認めないときは、その旨を申請者に通知する。

### (利用料金)

第 4 条 ロゴの利用料金は、無償とする。

### (完成品の提出)

第 5 条 利用者は、許諾を受けたロゴの利用状況等について、制作物の完成後、遅滞なく理事長に報告しなければならない。

2 理事長の求めにも関わらず、適切な理由もなく前項の報告を行わない場合は、利用の許諾を取り消すものとする。

### (許諾の取消し)

第 6 条 理事長は、前条第 2 項の他、ロゴの利用が、誓約書に記載されている内容に違反していると認める場合には、当該許諾の取消しをすることができる。

### 附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。